

茨城県弁護士会憲法講演会

主催：茨城県弁護士会 共催：日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会

## 憲法シンポジウム

# 「今，“ものを言う自由”を考える

## ～大垣警察市民監視事件を題材に～

昨年、テロ等準備罪が成立しました。これにより、市民の集会等の表現活動に対する公権力による監視が、捜査として行われる危険が高まりました。今、改めて市民の表現の自由について考える必要があります。大垣警察市民監視事件を題材に市民の活動と公権力による情報収集活動について具体的に考察いたします。皆様、是非とも御参加下さい。

※大垣警察市民監視事件とは、

岐阜県警大垣警察署警備課職員が岐阜県大垣市内に在住する一般市民と法律事務所の情報を継続的に収集・管理し、これを民間業者に提供したという事件。現在、当事者と弁護団により、岐阜県と国を被告とする国家賠償請求訴訟（大垣警察市民監視違憲訴訟）が岐阜地方裁判所において、継続中である。



### 第一部 基調報告

講師 山田 秀樹 弁護士（大垣警察市民監視事件弁護団長）

### 第二部 パネルディスカッション

パネリスト・山田 秀樹 弁護士

- ・近藤ゆり子氏（大垣警察市民監視違憲訴訟 原告）
- ・井橋昌夫氏（狭山事件と人権を考える茨城の会 事務局）

● 日時 平成30年3月24日（土）

13:30～16:30（開場13:00）

● 場所 県南生涯学習センター（ウララ） 中講座室 1

茨城県土浦市大和町9-1 ウララビル5階

JR常磐線土浦駅西口から徒歩1分 ペDESTリアンデッキで駅から直結

常磐自動車道土浦北I.C.、及び桜土浦I.C.から車で約15分

● 問い合わせ先：茨城県弁護士会 水戸市大町2-2-75

電話 029-221-3501

※入場無料：どなたでも参加できます。